

(比内文書『神様の御咄』続き。句読点、〈 〉内は筆者補)
 しまして、建物も皆施せとの仰せに成りました故、又も土蔵から、たんへと売り、土蔵の屋根を落しかけ」(21 オ)
 たら、神様目出たい、一杯酒盛せよと仰になりましたそうでした。夫れから土蔵二戸前、一ツハ綿蔵、一ツハ米蔵。皆御売りニ成る時も、中々米や綿ハ沢山にありましたそな。そのはづで御座りましよふ。根からなくて、御売りに成るのじや御座りませんから、左様なのも道理で御座りましょう。しまして、段々と建物も施して仕舞に成て、最早、本やだけに成りなされました。然るにおいへなくなくなるも、依て一家親類ハ度」(21 ウ)
 々そこ迄も神様の事じやとゆふたとて、そないに施し事ならんとゆふて、いろへとせまりましたなれ共、神様ハ成べく早く施せと仰せになり、教祖様の御心ハ如何であつたじやろう。おしはかりて御ろうじませ。しまして、神様ハ家も早く売りに、ふせ込み柱ハ這入れと仰せられ、依而とうじや三枚敷のふせ込みまで御しまいになりました。教祖様極貧しき御暮を被下ましたるハ、五十六才の頃より六十六才の御年迄、拾ヶ年の間ハ極不自由な道」(22 オ)
 を御通り被下。其内には、五十七才の時に、夫善兵衛様の御分れになり、女の手一人で万事万端御勤め被下、御老体にも不拘、御針子御取り被下、又周治様ハ手習子を御取り被下、小かん様ハ賃糸取り等迄成し被下、親子三人様で至て貧しき御暮被下、又教祖様五十八才の御年、三女春栄様、櫛の本へ御縁付ニ成て御坐る御方、初産をなされましますに、親元へ御帰りニ成りて、産をなされました。其時、始めて教祖様、内から」(22 ウ)
 御ためしに帯屋助けを被下ました。其時、村の足達〈清水〉惣助とゆふ御方か用事あつて出て来て、夜前春栄様の初産に男子を御授二なつたるを御咄しなされました。然るに春栄様ハ常の如くで御出で故、余り不思議さに、御尋ねになりましたら、教祖様神様の御助けの機能を御咄しに成りましたら、其人も誠に感心して、夫なれば、我女房も近頃産しま候、依て御助けが願ひたいと申して、教祖様御助けを被下なしたら、本人」(23 オ)
 うたがうて、よう御利益を戴く事出来じ、其後が血の道となりて、百日程もわずらいましたそうでした。然るを教祖様神様の御指図にて、米と麦と粟、胡麻、稗、大豆、小豆の七品をやげんころして与へ、いろへと世話被下、百日目ニ全快になりました。夫より後に出来たる児の時ハ、今度かうたかいませんと約束して御願みになつて、其時には、すつきり御理約か御座り舛た。夫からたんへと、生屋敷のばあさんハ産か上手」(23 ウ)
 じやと、おいへと聞候。御老体なくも教祖様をとりあげ婆々の様に、人ハ取扱ひ、中ニモ甚しきは、御慈悲で雇ふように思ふて願んだ人もありましたそうです。教祖様ハ夫れ迄も落つぶれ被下、只、我々が助けたき一条で、御通り被下、そこで其頃、教祖様の御助け被下様ハ、只呼吸を掛けて手にて三度まで御助け被下たるとゆふ。しまして落ふれ被下、有る物ハ皆施したり取られたりして」(24 オ)
 門屋と迄ゆるゝ内が、伏せ込屋の三枚敷迄下り切り、御紋付き様ともゆるゝ御暮の御方が、肩の祓けた袷せ壺枚にて、水を呑んで、七日余り御通り被下。是如何なる為めでありましよ

ふ。よふよう考へて御ろうじませ。皆我々を助けたき為め、十分底に落つ切り、我々をだき上げたき思召より聞分被下ましたのでありまし。しまして、六十七才の御年の春から、生屋敷の神様ハ産によう聞て被下とて、参詣人か御座りました。其年」(24 ウ)
 の六月七日の日、本席様の奥様が産後のなやみて、血の道となり、両三年み御わずらいとなり、医者も薬も八卦も祈祷も十分に尽しなされ、なれと少しも功か見え。依而或人から生屋敷に産にはようきく神様が出来たとゆう咄じやが、夫えても参り見たらとうじやと知らず人が有て、夫から聞くと直に参詣して、御願みニ成りましたら、その頃ハ小かん様か取次て教祖様に御伺ニなりましたら、心次第で三日ノ内ニ直るとの」(25 オ)
 仰せじやと、おつしやれましたそうな。そこで本席様も喜ひなから、御帰りニなり、成程翌日から頭か軽くなり、二日目ニハ御膳も少しも食られぬのが食られる様になり、夫より三日目ニハ大層能くなりなされまして、非常におよごひ、心勇んで日々御参詣になり、すつきり全快して、二十六日ニは、夫婦づれで御礼参りを成されました。此時、神様の仰せには、思惑の大きが来たとの仰せに成りましたとゆう。それが本席様の」(25 ウ)
 信心の始めてありました。其年ハ元治元年でありまして、夫より本席様ハ毎日へ拾八年が間、昼ハ仕事から帰りて来たら、参詣なし、たとへ冬の寒き夜も風の夜も雨の夜とても、御厭ひなく御参詣に成りました。しまして、其年の秋九月、今なる北の方、上段の間、御建になりました。是ハ本席様日のきしんで成りました。是本部ふしんの始めて御座りました。夫より門長屋も同じく日のきしんで万事引受、豆越の忠七様と」(26 オ)
 二人か始め被下たれと、忠七様ハ仕舞迄ハ世話を被下ず、本席様は一人にて引受け、仕上げ被下たれども、元より金銭のない処より始め被下事故、本席様もいろへと工夫して仕上被下ども、仕掛の金に甚た苦み被下、教祖様へも少しも心配を掛ぬ様、御自分一人にて心配被下たれども、元より身うしき大工の身で有る故、金銭の融通も出来ず無抛なりて、唯此上ハ送り先へ行て只管頼むより外なしとて、御自分に」(26 ウ)
 て本屋を始めとして、瓦屋、竹屋、金物屋等の一切の御方へ参り、段々御頼みに成たれば、皆々心能く、あなの頼みなら、又を話ふして貰ひたいから、御待申として、心能く待て御貰ひになりましたそうせず。しまして、其頃十二月極寒き夜、教祖様の御側て神様の御咄やら、又相談やらして竟に酉の声を聞て、もう夜あけじやなあ。鳥がなく、大層寒く成たとゆうて、火鉢で火を焚ふと思うたなれど、たぎハなし、火鉢の中をあつべ」(27 オ)
 廻して火を焚き、手をあぶつて御休みに成た事も御座りましたそうな。其処迄も御本席様も御苦労被下、其年も暮れて正月の元日のこしらゑも、教祖様の内の御拵へと、自分の内の拵られとニ、非常に御苦み被下、教祖様の内にも御子達もあり、自分の方にも子供もあり、譬へ粟なりとも少しなりと搗ねばならず、色々心配して、ようへ拵られて被下たそうてし。そうして外ニ子供の襦袢の襟へ掛ケ三銭出せば買へる」(27 ウ)
 物を三銭の銭かなかつた故、其俣正月をさして貰うたとの仰せ。

夫迄教祖様も愈々落つふれ被下、本席様も共に苦勞を幾重の中も通り抜け被下て、此道を御付被下ました。しまして教祖様、其年六十七才の御年で御座りました。此年が貧乏の極く底、夫より神様御降りに成て、さあ夫でよし。是から先ハ一夜の間に元の通りにして返し、一夜とハ算盤の珠にてさとしおこう。一粒ハ十年と立て、拾ヶ年の間に本の通りにして返そ」(28オ) さあ〜助け〜と仰せに成りました。教祖様六十八才の頃より、生屋敷の神様ハ産斗てない。ほうそもよい。何も彼もよい。性が直つた、彼も能く成つたと、追々日々増し、参詣者もありかけましたら、又々医者が拒ム社掌か拒む、僧の拒む成りました。依て又々一方ならん御苦勞被下。或時まいす僧主来りて、教祖様に白刃を突き付け、大層ゆすりましたそう。夫から其刃で太鼓を切り破り、種々様々の乱暴をなし、大層あばれま」(28ウ)

した事もござりましたそうです。しまして教祖様七十才の御時、拾式下りの御かくら歌を御造り被下、正月早々より、手も付けて被下ました。其時みかぐら歌の節を付けた人ハ千在〈前裁〉とゆう処の御方て喜三郎とゆう人か付て被下ましたそうです。しまして、みかぐらを上げたりして、御出に成た処が、又々小泉とゆふ処の不動院の坊主か出て来て、大層あばれましたそう

でし。尚又、大和古宮神社の詞掌が自分の党派を」(29オ) 集めて大勢して談判に来ました処、御考体〈御老体?〉の御方なれども、教祖様ニは、其応答明瞭になされました。其時教祖様七十七才の御時て御座りました。其七十七才の御年より、身に赤き着物を御召になりまして、此赤き如何なる事と思ふ中に、月日か籠りいるそや、とおつやつて、呼吸〈息〉手踊り御供の授け御渡しニ成て、さあ是からは、大社高山取払ひ、と仰せ二

なりました。其時ハ教祖様ハ七十七才の御時て明治」(29ウ) 七年の事で御座り舛たそう。しまして明治八年ハ教祖様七十八才の御時て、甘露台の地場を定め被下。是神様の御さしづ二依て信心者を集め、教祖様と小かん様を始め、皆々手拭て目を隠し、本部御屋敷を御あるきに成て、其の地に足の留りし

処との仰せに依て、其通り取行ひなされたら、其内六七名も足か地にすいつきました故、其処を甘露台の地場と定め、今なる屋敷のぬけたる処て御座り舛。すまして教」(30オ) 教祖様ハ八十五才の御年に、神仏混交した罪じやとゆうて教祖様を又々奈良の監獄署へ入れまして、こりさそうとて、色々

と圧政なる取扱を仕ましたなれとも、教祖様ハ苦勞も苦勞と思召さじ、唯、天の親様の御言葉を守り、只々世界助けたい、世界の人が可愛との御心のみて御座りましたそう。夫故、信心する人も、仮初にも如何なる道があつたとて、少しも不称御理明が頂けぬとて日」(30ウ) 々参詣者か沢山に御座りましたそう。夫故に警察からは、何程とめて見ても不止。依て或年ハ信心する人と警察とこんく

付くとゆう訳蚤に行かんに依而、おまへの内から人を雇うて、断りをゆいと、いひ付けました故、教祖様ハはい〜とゆうて、人を願て参詣者に断りを云うて居なされました。それでも此道は不止、年々に信者がふへまして、今てハ参詣者か多ければ、巡查が保護に来まし様に成たるは、是単に教祖様の御苦勞の結果て御座りまし。夫故、此道ハ人ハ付けてハない。神様か付けて被下る道じや依而、人がなんぼつぶそうと思ふたと」(31ウ) て、中々つぶれる道てハ御座りません。しまして、教祖様八十六才の御年、即チ明治六〈十六〉年て、何国も同じ早魁で御座りましよふ。其時、村の役人から、雨乞頼みになりました。何卒、三日の内に雨を降らして貰ひたいと御頼みになりましたれば、三日にてハ遅い。ほしい雨なら雨ハある。依而今ゆるし、今頼めと仰せなりました。其通り、村の四隅で雨乞の御願ひを勤め被下ました。男か黒の着物に黒の袴。背に十二の差渡し三寸の菊の紋付の衣装て」(32オ)

村の氏〈神〉様を始めとして、巽の隅から坤、乾迄行き被下ましたれば、仰の通り巽の方に夕立出来て、一時に大雨が降り、雷三ツ迄も落ましたそう。そこて良の方ハ勤め仕兼て早々内へ帰り、村の者一同御礼勤めをして居なされました。巡查が出て来て、こりや何をする、もうしました。そこて教祖様ハ、はい村の人に頼まれて雨乞をしましてと、仰せ被下たら、直くに村役員に尋ねましたら、役員が自分がこわがたに依而、頼み

ま」(32ウ) せんと申ましたら、そごて友勢の者と教祖様とを引ぎくゝつて、直くに丹波市へ連れ行きて、又拘留をさしました。其時の御勤めの道具も衣装も皆、取揚げて教祖様ハ十二日の拘留。其他ハ皆一円五十銭宛の取られました。是ハ七月の十二日の事て御座りました。夫夏の日の暑さに団扇使も成りませじ。蚊や蚤の沢山いる時なり。殊に丹波市近在ハ中々蚊の沢山な処て御座り舛のに、御年八十六才の御考体を板の間に引据えて務めをさし」(33オ)

ました。そこて教祖様の御勤め被下、拘留ハ何時とても同じ事て、唯懲りさそうと、止めさそうとの事故、並の拘留とわ厳し事ハ言ふまで御座りまし。只口で申せば夫れたけなれど、よう銘々に取りて御思案をなされませ。世の中の御年寄りと照り合して、考えて御ろうじませ。八十六才と申せハ、中々の年で御座り舛。然るに苦勞を苦勞と御思召さじ。世の中の人がわ

からんのじやない。親の教が行届がんで、わからんじ」(33ウ) や。して見れば、私の苦勞の足らんのじやと、少しもゆるむ御心なく、唯人か可愛の一筋で、あだ故にも、人の悪いとハをつやらなんだそう。しまして、又八十九才の御年にも、櫛の本の分署へ引付けて多く人をまとわし、大層人を集めた。依て拘留さしとて、又々教祖様を十二日間拘留さしました。其時ハ二月七日の事て御座り舛。亦、余寒烈しき折柄に、八十九才の御老体を寒き荒風の板の間に引据へて、巡查五人も集りて、いつ〜迄も懲りぬかと、非常に」(34オ)

責め付けましたそうです。十二日御勤めになつて、何時も左様な事ハ仰せに成りませぬなれと、其時こそハ、今一度行たなら、からたかもてぬと、知らじ〜に仰せに成りましたそう。でし。